

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第73回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成28年7月27日（水）13時59分～14時56分

於・総務省 第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、大谷 和子、川濱 昇、関口 博正、長田 三紀、
三友 仁志、山下 東子

（以上7名）

第3 出席した専門委員（敬称略）

相田 仁（接続委員会主査）

第4 出席した関係職員等

富 永 昌 彦（総合通信基盤局長）

巻 口 英 司（電気通信事業部長）

秋 本 芳 徳（総合通信基盤局総務課長）

竹 村 晃 一（事業政策課長）

安 東 高 徳（事業政策課調査官）

藤 野 克（料金サービス課長）

内 藤 新 一（料金サービス課企画官）

東 政 幸（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第5 議題

1 答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成28年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について【諮問第3084号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通

信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 28 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）について【諮問第 3085 号】

2 諮問事項

ア 第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正（NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル）について【諮問第 3086 号】

開 会

○辻部会長 定刻より少し前ではありますが、委員の皆さん方、あるいは総務省の方々がおそろいになっておられますので、早速ですが、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第 73 回を開催したいと思います。

本日部会には、委員 8 名中 7 名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

まず、今回、総務省の幹部に人事異動がありましたので、異動のあった方のみ順に一言ご挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○富永総合通信基盤局長 総合通信基盤局長の富永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○巻口電気通信事業部長 電気通信事業部長、巻口でございます。よろしくお願いいたします。

○秋本総合通信基盤局総務課長 総合通信基盤局の総務課長を拝命しております秋本と申します。よろしくお願いいたします。

○竹村事業政策課長 事業政策課長の竹村でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○安東事業政策課調査官 事業政策課調査官の安東でございます。よろしくお願いいたします。

○藤野料金サービス課長 料金サービス課に参りました藤野でございます。よろしくお願いいたします。

○辻部会長 どうもありがとうございました。

議 題

(1) 答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成28年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について【諮問第3084号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成28年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）について【諮問第3085号】

○辻部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、答申事項2件及び諮問事項1件であります。

まず、諮問第3084号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成28年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）」及び諮問第3085号「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成28年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）」について審議いたします。

本件は、総務大臣から諮問を受け、5月27日開催の当部会において審議を行い、5月28日から6月17日までの間、意見募集を行い、その結果を公表するとともに、7月4日までの間、再意見募集を実施しました。その後、それらの結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

本日は、接続委員会の主査でおられます相田専門委員より、委員会での検討結果についてご報告いただきたいと思います。

それでは、相田専門委員、よろしくお願いいたします。

○相田専門委員　接続委員会の主査を務めております相田でございます。

それでは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について、1つは、平成28年度以降の加入光ファイバに関する接続料の改定、それからもう1件、平成28年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定につきまして、まとめて接続委員会における調査・検討の結果をご

報告させていただきます。資料といたしましては、資料73-1及び資料73-2をご覧ください。

本件に関する概要につきましては、資料73-1ですと33ページ以降、資料73-2ですと6ページ以降に具体的な記載がございますが、平成28年度以降の加入光ファイバに係る接続料及び平成28年度の次世代ネットワークに係る接続料を改定するため、接続約款の変更を行うものでございます。

本件につきましては、先ほど部会長からご紹介がございましたように、2回意見募集が行われました。寄せられた意見及び再意見を踏まえ、7月21日に接続委員会を開催いたしまして、本変更案及び提出された意見に対する考え方について検討を行い、当委員会としての考え方の整理を行っております。

当委員会としましては、資料73-1ですと1ページ目、資料73-2でも1ページ目でございます報告書に示しましたとおり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更・認可については諮問のとおり認可することが適当と認められるということでご報告させていただきます。

それから、報告書の2の項目に示しましたとおり、総務省に対しまして、加入光ファイバに係る接続料の改定については3点、次世代ネットワークに係る接続料改定につきましては1点の項目について要望するということといたしております。提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、資料73-1及び資料73-2、どちらも2ページ目以降に取りまとめがございますけれども、その具体的な内容につきましては、総務省からご説明いただけるということでございますので、よろしく願いいたします。

○辻部会長　　ありがとうございました。

○藤野料金サービス課長　　料金サービス課の藤野でございます。加入光ファイバとNGNのおのおのについてご説明させていただきたいと思っております。

まずは加入光ファイバの方についてでございます。資料73-1の1ページ目が、今、相田先生からお話ございましたとおり、接続委員会の報告書になってございますが、2ページ目から意見募集の結果とそれに対する考え方がまとめられてございます。

光ファイバの方から申し上げますけれども、2ページから、意見が11件あったので、これについてまとめてございます。順番に申し上げますと、2ページ目、これはケイ・

オプティコム様からのご意見、「意見1」でございますけれども、加入光ファイバの接続料の算定には、将来原価ではなくて実績原価方式を採用すべきである、それから、乖離額の調整はいずれにしても行うべきだというご意見でございました。

これに対する考え方を、同じページの右側の欄に示してございます。将来原価方式についてNTT東日本・西日本がこれを採用した考え方、つまり、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれる機能がこの加入光ファイバであるということで、将来原価算定方式をとられたことが説明されてございます。これについては、光ファイバの需要の増加が今後も期待されることを踏まえますと、このような算定の方式は適当であるとまとめてございます。

それから、乖離額調整につきましても、これは3ページ目の考え方の下をご覧くださいと思います。下から2つ目の丸でございますけれども、予測と実績の乖離が外的要因によって生じる可能性もあるので、その場合の乖離額のリスクの負担をNTTの地域会社のみを負担させることは必ずしも適当ではないということで、特例的に乖離額の調整を認めることは不適當とは言えないというまとめ方になってございます。

続きまして、2つ目の意見についてでございます。4ページ目をご覧くださいと思います。意見2番目、これはKDDI様からのご意見でございますが、今申し上げました調整額について、接続料原価への算入を認めるべきではないというご意見でございました。また、NTT地域会社の企業努力によるさらなる効率化や費用削減というものが示されたわけですけれども、この実施状況を、総務省が報告を受けて確認をするべきであるというご意見でございました。

これについての考え方、4ページ目の右側でございます。乖離額の調整については先ほどの考え方1にありますので、それ以外についてまとめたところをご説明させていただきます。コスト把握の精緻化等の取り組みにつきましては、その内容を総務省が報告を受けて、これを確認することが適当ということで、総務省への要請事項とまとめられてございます。

それから、6ページ目に参ります。意見の3番目でございますけれども、これはKDDI様、ソフトバンク様、それからDSL事業者協議会様からのご意見でございます。今般の光ファイバの費用の把握の見直しの結果としての費用明細、あるいは固定資産の明細について情報開示がなされるべきであるというご意見でございます。

これにつきましては、同じページの右側でございますけれども、「考え方3」として

おりますが、2つ目の丸の最後のところ、こういった内容について、接続事業者に対して開示することが適当であるとまとめてございまして、3つ目の丸でございまして、こういった乖離額の調整がなされるということは、他の事業者に対して費用のリスクの負担を求めるといことですので、これらの費用あるいは資産の見通しについて開示されることを、手続として、接続料規則の3条ただし書きの規定に基づく許可の附款として総務省で行うということですので、NTT東日本・西日本においてもこの対応を行う必要があるというまとめ方になってございます。

それから、またページを飛んでいただきますけれども、8ページ目でございまして。「意見4」とございまして、これはKDDI様からのご意見です。NTT地域会社において取り組むコスト把握の精緻化のためのサンプル調査を行ってございます。これについて、総務省が内容を精査して確認し、そして情報開示をすることが必要であるということでございます。

これに対する考え方、右側にございましてけれども、このサンプル調査の結果について、総務省に対してNTT地域会社から内容の報告があった、それを見る限りでは、総務省では現時点で不相当だとまでは言えないという報告をしているということが書いてございます。

そして、このNTT地域会社が行ったサンプル調査の概要につきましては、別添と書いておりますが、同じ接続委員会の報告書の21ページ目から、電柱の本数について、分岐端末回線のほうにどれぐらいあるのか、主端末回線側にどれぐらいあるのかという調査の内容とその結果について書いてございます。それから、サンプル調査を行ったということで、各地域についての状況が書いてございます。それから、27ページから故障修理を行った件数、稼働時間についての調査内容とその結論について書いてございます。こういった形で、皆さんにも情報開示をする形でこちらに示させていただいたということでございます。

8ページに戻りますけれども、NTTの地域会社においては、こういった情報の開示は行ってくださいという内容もまとめていただいております。

それから、今度は9ページ目に参ります。意見の5番目でございまして、KDDI様からのご意見です。こういった費用の見直しを行い、それから乖離額調整を行うということで、トータルで言うと、収容数が高ければ値上げになるといった状況があるという指摘を行ってございます。

これに対する考え方、また右側の考え方の欄にございますけれども、コスト把握の精緻化によってそういった現象も生じているということなので、事の性質上、やむを得ないのではないかとこのまとめ方になってございます。

続きまして、10ページ目でございます。意見の6番、これはソフトバンク様からのご意見です。自己資本利益率の考え方ですが、接続料規則では上限を決める形になってございますので、NTT地域会社においては、必ずしも上限値をとらなくてもいいんじゃないか、もっと低い値をとってもいいんじゃないかというご意見でございます。また、NTT地域会社において、過剰投資の結果、コストが高くなっているんじゃないかというご意見にもなっております。

これに対する考え方が、同じページの右側にございますけれども、接続料規則の12条3項における考え方に基づいて算定がなされたものですので、これについては妥当なものであるという結論を書いてございます。また、NTT地域会社においては、接続料原価の一層の低廉化のためにも費用及び資産が過剰となることがないように合理的経営に向けた努力が行われることが重要であるという指摘をしていただいております。

続きまして、12ページ目でございます。「意見7」とございますが、これはKDDI様からのご意見です。「8収容の原則」という言葉が使われております。これは加入系光ファイバの8つの分岐端末回線がございまして、この分岐端末回線の全てが使われていない段階で、新たな主端末回線が提供される。それによって高くなる接続料の請求が行われることがあったということについて、こういった事例が生じないように、運用の徹底に努めることが必要であるというのがKDDI様からのご意見でございます。

考え方でございますけれども、こういった、いわゆる「8収容の原則」の考え方については、接続約款において、NTT地域会社様においては、この取り扱いについて明文化したことに加えまして、さらに、この原則の遵守を求めることは適当であるということで、こちらも総務省への要請事項としてまとめていただいております。

それから、13ページ目に参ります。「意見8」でございます。こちらもDSL事業者協議会様、ソフトバンク様、KDDI様からのご意見です。光ファイバケーブルの耐用年数の見直しを行うべきというご意見です。光ファイバにつきましては、現在、経済的耐用年数をとるという考え方が平成20年度から行われてございまして、架空であれば15年、地下であれば21年という数値を採用されているわけでございますけれども、今般のNTT地域会社様で行った調査の結果の推計値を見ると、それを平均すると、架

空で18.7年、地下25.6年と延びたように見える。これを採用すべきじゃないかというのがご意見の内容でございます。

考え方でございますが、右側に示されておりますけれども、今回の調査結果というのは、現状と大きく乖離するものではないというのがNTT地域会社様のご意見であるということなんですが、今後実態との大きな乖離が認められた場合には、やはり事の性質上、見直しを行うことが適当なのではないかという考え方でございます。そのため、今回の見直し方法を参照しつつ、平成27年度末実績において、経済的耐用年数を導出した上で、実態との大きな乖離が認められた場合には、耐用年数を見直すという取り組みを行ってみたいという要請をいただいております。

続きまして、16ページ目をご覧いただきたいと思っております。こちらはKDDI様とソフトバンク様からのご意見でございます。NTT地域会社が提供するサービス、あるいは接続の機能が休止する、廃止するといった場合の接続事業者との関係について、規律を幅広く検討すべきであるというご意見でございました。

これに対する考え方でございますが、こういった取り組みについての検討の一部というのが、現在、情報通信審議会において「固定電話網の円滑な移行の在り方」の中でも議論がされているということで、そういった議論も取り組みつつ、この議論の深まりをこれから期待していくというまとめ方をさせていただいております。

それから、19ページ目に行っていただきたいと思っておりますけれども、意見の10番でございます。個人の方のご意見でございますが、こちらは、申請されている地域会社の変更案が望ましいという内容でございますので、「考え方10」にも賛同のご意見として承るとまとめてございます。

それから「意見11」、これは光ファイバの件の最後でございますが、光ファイバを利用したネット回線の利用料が高いので、この値下げを希望するといったご意見。これも個人の方のご意見でございます。これに対しましては、こういった料金、これは接続料であっても利用者向け料金であっても、低廉化というのは重要なのですけれども、経営努力の中でその成果を期待していきたいというまとめ方をしております。

といったことで、また1ページ目に戻っていただきたいと思っておりますけれども、3点のご要望をいただく形になってございます。報告書の記の2の(1)、(2)、(3)、NTT地域会社における取り組みの実施状況について総務省において報告されること、あるいは先ほどありました「8収容の原則」の遵守、耐用年数の見直しの関係をまとめてい

ただいているところでございます。

ちょっと長くなりました。光ファイバは以上でございましたけれども、NGNの方をご説明させていただきたいと思えます。

資料73-2で申しますと2ページ目から意見募集の結果とそれに対応する考え方がまとめてございます。こちらの意見は2点でございます、いずれもソフトバンク様からのご意見でございました。

意見の1は、NGNの接続料全般、算定方法を含めてこの議論を改めて行うべきであるというご意見でございます。こちらにつきましては、まさにNGNへのネットワークの移行といったことをテーマにしまして情報通信審議会で議論がなされていることを指摘しておりまして、こういった議論の動向を踏まえつつ、再検討が必要であるということをごここでまとめてございます。

それから意見の2でございますけれども、こちらソフトバンク様でございますが、NTT地域会社の利用部門に、NGNで使っている機能がある、それが接続約款上出ていないのではないかとということで、今、いわゆるアンバンドル等をしていない機能を直ちにアンバンドルすべきではないかというご意見でございます。

これに関しましては、NTT地域会社様からのご意見というのがありまして、再意見のほうで確認させていただいておりますけれども、NTT地域会社においては、こういったアンバンドルについては、具体的な要望を接続事業者がちゃんと示すべきであるというご意見でございます。

考え方でございますけれども、3ページになりますが、1つ目の丸でございます。公正な競争環境の整備のために、ボトルネック設備をNTT地域会社の利用と接続事業者が利用する場合との同等性の確保がされていることが必要である。これは電気通信事業法に明文である規定の内容でございます。そこで2つ目の丸に参りますが、結局どういった機能を使っているのかというのはNTT地域会社でないとわからないわけですので、NTT地域会社の利用部門が利用しているNGNの機能について、本年11月末までに総務省に報告するとともに公表することが適当であるという内容になってございます。

したがって、これを受けました形で、1ページ目でございますけれども、報告書の記の2番のなお書きのところでございますけれども、NTT地域会社の利用部門が利用している機能についての情報開示について、要請事項として総務省に承る形になってございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○辻部会長　　どうもありがとうございました。

今回の接続料の改定では、償却方法の見直しにより大幅に接続料が下がるという、ありがたい結果が出ておりますが、下がるだけではなくて、それに伴って色々な課題が生じますが、それを含めての今回ご提案になっていると思います。

それでは、どなたからでも結構ですので、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

では、1つお聞きしたいのですが、最初の諮問の3084号の耐用年数の考え方についてです。今までの長期費用増分モデル研究会等々では、必ず耐用年数というのが、接続料金を下げる要因ですか、特に大きな下がる要因がない場合にはそれが唯一の要因として、毎年、毎回出てきてきます。20年のときに明確な計算の仕方を議論して確立しました。実際に毎年1年耐用年数が伸びますから、そうすると全体の耐用年数もそれに従って伸びますが、どれだけ伸びるのか統計的に推測しています。今回、例年のように統計的に関数を推計され、また今回は違うやり方も検討され、その平均値が大きく変わらないということで、今回は耐用年数の延長が接続料の中には反映されないことになっています。しかし現実の問題として、1年ずつ延びていっているもので、接続料には影響ないということは言えないのではないかと思います。基本的に毎回、総務省としては実際に推計していただいて、乖離額が大きくなれば、当然それをまた接続に反映するというように思います。いかがでございましょうか。

○相田専門委員　　それでは資料73-1の13ページ目あたりから14ページ目あたりにかけてご説明いたします。あまり整理されて書いていないんですけども、やはり、先ほど言った確率分布関数として何を使うかでもって結果的に出てくる数値がかなりばらついてしまうということで、ここら辺にも架空ケーブルで13年から20年、地下ケーブルで19年から32年ということで、倍とまでは行かないですが、かなりのばらつきがあるということで、この上限と下限の中には今のところおさまっているということで、直ちに不適切とは言えないという言い方になっているんですけども、やはり要請事項にもありますように、部会長がおっしゃるように、もう一度きちんと推計を試みて、その結果をよく見て、また次年度お願いしますという言い方になっているということでございます。

それでは、事務局から。

○藤野料金サービス課長　今の相田先生がおっしゃったとおりなのですが、平成20年度には1回このやり方で決めたわけですので、それに照らしてどうかというのを、具体的な数字を出さずに、この範囲だということをつまでも続けるわけにはいかないと思いますので、そういった意味で、今回は改めて、まず耐用年数を導出してくださいといったことで、現状とどのように違うかということを議論しましょうという形でまとめていただいたと理解しています。

○辻部会長　ありがとうございました。

そのほか、何かご意見ございませんでしょうか。

本件についてはパブコメを2回実施し、十分ご審議していただけたと思いますので、ほかに特段ご意見がなければ、諮問第3084号及び諮問第3085号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長　どうもありがとうございました。それでは、案のとおり答申することといたします。

(2) 諮問事項

ア 第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正（NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル）について

【諮問第3086号】

○辻部会長　次に、諮問事項に移ります。

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正（NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル）について、総務省から説明をお願いいたします。

○藤野料金サービス課長　料金サービス課の藤野でございます。資料73-3、最初に目次がございまして、それから次に諮問書がついてございます。その後説明資料がございまして、この説明資料はパワーポイントでございまして、こちらに沿ってご説明させていただきたいと思っております。

本件はNGNの主に音声に係るものですね。主に電話を利用するための接続の機能について、新しく2つの機能を設定しようということで、省令を改正する案でございます。

この表紙をめくっていただきますと、最初のページでございますが、図がございます。ちょっと複雑な図でございますけれども、NGNにおける電話の接続機能とその接続例と題したものでございます。こちらの図の右側がNTT東日本のネットワーク、左側がNTT西日本のネットワークでございます。東日本のユーザーが西日本に通信、電話をする場合を例示として、こういった機能を使って行われるのかをご覧くださいように示したものでございます。

現行の省令、これは平成20年の省令改正でできたものですが、NGNのアンバンドルした機能というものが2つ、音声用には今、載っているもので、緑色で書いてある中継局接続機能というものと、IGS接続機能というものがございます。この図に即してご覧くださいますと、東の端末から通信を行っていただきまして、これが収容ルーター、それから各県ごとの中継ルーター、集約ブロックごとの中継ルーター、ゲートウェイルーターを通過して、そして西側に参ります。

中継局接続機能は、西側に参った場合で言いますと、最初にゲートウェイルーターがございます①のところ、それからその下に行くと、集約ブロックごとにある中継ルーターに接続させるSIPサーバー、そして、さらに下のほうに行きまして、各県ごとの中継ルーターと、それにつながっている県内伝送路、このおよそ①、②から③が合わさったものが中継局接続機能として今、省令で規定されてございます。これを現実に使っておりますのはNTT東日本・西日本の現在2社だけですので、その場合にこの機能が使われているとご理解いただきたいと思います。

それでは、ほかの接続事業者はどれを使っているかということでございますが、これは既存のPSTNを介した接続で使われているものでございますので、接続事業者の設備が、この図で言うと一番上側、白いところ、接続事業者IP網と書いてあります、こちらをご覧くださいますと、ここから折れて左のほうに線が伸びていき、PSTNのところに行きますけれども、これがNTT地域会社のPSTN網です。こちらの関門交換機、IGSというところを通りまして、ここからPSTNベースからIPベースに変換する変換装置、これは④と書いてございます。こちらから、各県ごとの中継ルーターを通りまして、収容ルーターに折れていくといった経路をたどっていくわけですが、これの、要するに②、③、④のところ、SIPサーバーを使いますので、SIPサーバーと中継ルーターと、それからIGSのところですね。この合計がIGS接続機能となっているということでございます。

今回、新しく機能を切り出そうとなったのは、また右側に戻っていただきますけれども、右側の東日本のユーザーから来る呼ですけれども、これを接続事業者が接続して使うということでございますが、図でいきますと、収容ルーターから上がっていきまして、中継ルーターとあります。それから、その中継ルーターと、さらに灰色の中継ルーター、集約ブロックごとの中継ルーターがございます。ここから斜め上に行きまして、ゲートウェイルーターを通過して、接続事業者のネットワークに入っていく。こういった形態が想定されて、NTT地域会社と接続事業者との間で交渉が行われたものでございました。

ここで、音声の通話を使うために、新しく機能として、まず収容ルーターにある優先パケット識別機能、ちょっと難しい名前ですけれども、この機能、それから県内伝送路のところの優先パケットルーティング伝送機能の2つのメニューが必要であるということで、今回の議論になったわけでございます。

この機能は何をするものかということでございますが、IP網ですので、基本はベストエフォートでパケットが流れてまいります。そうしますと、そのままですと音声の電話としては遅延なんかが生じますので、品質が保てないということになります。これに対するに、では、どのように音声の通話の品質を保とうかということになりますと、音声のパケットについては、優先させてこれを疎通させることが必要になります。そのために、収容ルーターでは優先パケット識別機能、これはもともと設けられているものですが、これを使うことになります。

これは、端末の側で、優先させるべきパケットにフラグが立てられるわけですけれども、これが収容ルーターに来たときに、このパケットが来た利用者、契約者の利用条件に照らして、これは優先パケットとしていいんだという可否をここで判断します。それでいいんだということになるとここを通過していくことで、そういった機能がここですとあるというのが1つでございます。この判断に即しまして、パケットは伝送路とルーター上をルーティングされているわけですけれども、これを「優先パケットルーティング伝送機能」と呼ぶことにしてございます。これは、現在もNTT地域会社で使われているルーティング伝送機能と考えていただければいいと思います。

新しい事業者の、今のような音声のパターンですと、今申し上げました各県ごとの中継ルーター等を通して、一番右端のゲートウェイルーターに参りますけれども、ここでも優先パケットについての取扱いをする機能が出てくる必要があります。これは、接続事業者が接続しているポートごとに優先パケットの容量をチェックして、その容量の中

で優先パケットを通すという機能でございますが、こちらは現在の考え方では、網改造料の考え方、これは接続約款の中で算定の仕方が既に決まっていますので、これを適用するというので、これに伴う接続約款の変更が必要ないということで、今回の省令でも規定をしてございません。

ということで、今申し上げた2つの機能、収容ルーターにおける「優先パケット識別機能」と網の中の「優先パケットルーティング伝送機能」、これを新しくメニューとして切り出すための省令改正を今回ご提案するというのでございます。

内容がちょっと複雑になってしまいましたけれども、次のページをご覧くださいますと、この改正の概要ということで総括して書いてございます。真ん中のところ、NGN上で、0AB-JのIP電話として使える品質を確保したIP電話サービスが可能となるような機能のアンバンドルを行うというものでございます。

次のページに参りますけれども、NGN上で提供される0AB-JのIP電話ということで表が描いてございますけれども、これによって何が可能なのかということですが、一番右側の赤字で書いてあるところです。接続事業者においては、0AB-J電話としての品質が保てて、しかも再販ベースとは異なって、独自の料金プラン等をここで設定することが容易になるということでございます。

その次のページ、この2つの機能について、もう少し噛み砕いて書いたところがございます。NTT地域会社でNGNを使った音声電話を行う場合、ちょっと込み入った図になって恐縮ですが、右上のほうに破線で囲ったところがございまして、転送の品質のクラスとして、4つのレベルがあるということを書いてございますが、NTT地域会社の音声パケットはこの中で一番最上位、最優先クラスとして扱われるものでございます。これは、先ほど申し上げたような収容ルーターにおける識別機能に加えて、SIPサーバーを使うことで、こういった最優先クラスの扱いをして、音声パケットを通しているということでございます。

今回の省令の改正の前提となっている考え方では、接続事業者ではこのSIPサーバーを必ずしも用いない。用いないとどうなるかというと、フラグを立てたパケット、例えば音声パケットですけれども、これはベストエフォートではないんだけど、3番の優先クラスになるわけです。1番の最優先クラスにはならないものの、しかし、0AB-J IP電話としてサービスが提供されるには十分な品質になるということで、要するに、SIPサーバーの機能は使わないで、その分コストを下げるわけですがけれども、そ

のかわり、最優先クラスにはならないにしても、O A B - J 電話には使えるような品質が確保されるというものでございます。

ということで、これを実現するための収容ルーターの中の、この図で行くと高速制御部とかいう難しいことが書いてありますけれども、この一部の機能を使うことで、これを実現しようというものでございます。

接続料の算定を立てる考え方、これも接続料規則の中に書かせていただいておりますけれども、次のページでございますが、これを使う方々について契約数の比、あるいは通信量の比を立てて、それぞれ接続料を算定していただくという形になってございます。

最後のページでございますが、今後のスケジュール案ということで、こちらの事業部会でのお許しをいただけましたら、明日から意見募集を行っていただくということで、2回の意見募集の結果として、また11月には接続委員会でご審議いただきまして、できますれば11月18日は答申をいただくような日程でお願いできないかと考えているわけでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○辻部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明にありました、NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドルについて、委員の皆様にはいろいろご意見があろうかと思っておりますので、ご質問、ご意見のほう、よろしくお願いたします。どうぞ。

○大谷委員 質問というか、基本的なことを教えていただければと思います。

今回の省令案につきましては、今ご説明いただいたように、新たなサービスが可能になるということで、接続事業者、それから光コラボ事業者にとっても、とても意義のあるものだと思うのですが、このアンバンドルする機能について、優先パケット識別機能と伝送機能の2つに分けて、接続料の算定の仕方を、識別機能のほうは契約数、そして伝送機能については通信料ということなのですけれども、契約数と通信量で分けて接続料を算定する意味というのは、そもそも伝送機能のところは通信量でしか把握できず、それから識別機能については契約数でしか判定できないという事情からこのような算定の仕方になるのでしょうか。仕組みについて、もう少し補足して教えていただけると助かります。

○藤野料金サービス課長 ちょっとわかりにくかったかと思います。失礼いたしました。

優先パケット識別機能は、加入者、利用者が来るごとにそのパケットについて、例えば音声パケット優先、パケットにするときは、それを識別していこうというものなので、その利用者ごとに費用を立てるという形になってございます。

それから、優先パケットルーティング伝送機能は、これはパケットを要するに交換、伝送していくというものですので、こちらは通信量、トラフィックベースでやっていこうと。これは電話でも行われている考え方ですね。いわゆる共用部分ですので、これは通信量を見てコストを立てていこうということで、接続料をそれで算定しようとなつてございます。

そういった費用の発生の考え方によって、こういう料金体系を分けて考えるということでございます。

○大谷委員　ご説明ありがとうございました。単純に契約数だけではなく、特に、通信量のところを見るのがアンバンドルのときの接続料の算定の仕方と理解してよろしいですか。要するに、予測契約数だけで簡単に接続料をざっくり判定するのではなく、伝送機能のところは、やはり契約数に、1利用者当たりの月間予測通信量を乗じた予測通信量を算出して、その上で出すということが、伝送機能のアンバンドリングをするときの算定方式としては一般的なやり方という理解でよろしいわけでしょうか。

○藤野料金サービス課長　まあ、そうですね。一般的なと申しますか、加入者を収容するところ、特に、例えばアクセス回線なんかそうなんですけれども、これも1利用者ごとに費用が発生すると考えますので、料金体系もそうする。それ以上のトラフィックのところは利用見合いということで、通信量見合いで料金を立てるという考え方になっているということでございます。

○大谷委員　わかりました。ありがとうございました。

○辻部会長　今のご質問に関してですが、この接続料ということを大谷委員は言われましたが、これ、集約ルーターとか中継ルーターごとに料金が計算されているわけです。だから、それに割り勘で割る比率さえあれば、自動的にこれに関わる接続料というのは計算されます。そこの計算過程は省略してあると私は理解していますが、それでよろしいですか。

○大谷委員　はい、大丈夫です。

○辻部会長　ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

三友委員、お願いします。

○三友委員　ありがとうございます。今回の背景について確認させていただきたいのですが、こうした優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドリングをするというのは、競争的なサービス、なおかつ品質が確保されたサービスが出てくるという上では、非常に競争促進的な方向にあると思うんですが、具体的に、こういった機能がないことによって、何か不満なり問題なりが実際に起こっているのかどうか、あるいはもう少し言い方を変えると、こうしたサービスを利用して、新しいサービスの提供を相当期待してよろしいのかどうかということについてお尋ねしたいんですが。

○藤野料金サービス課長　こちらの機能を使う発端というのは、このNGNを使って、通話料部分ですね、NTTですとひかり電話というサービスがございますけれども、そういうサービスを、独自のメニューで、独自の料金を立てて、NGNを利用しながら音声通話サービスを行うことをこれで実現しようということでございます。

○三友委員　それがどの程度のものかということは、これはもうふたをあけてみないとわからないということでしょうか。

○藤野料金サービス課長　どれぐらいの競争力を持つてできるのか、あとは、結局これでどれぐらいの接続料が立って、それによって、接続事業者は自分のネットワークがあるわけですので、その費用と合わせてどれぐらいの提供条件でできるかと。それによって既存のNTT地域会社様のサービスに対抗できるかというところにかかるのかなと思います。

○三友委員　ありがとうございました。

○山下委員　では、1つよろしいですか。6ページにある最優先クラス等の、4つあるという説明をいただいたのですが、例えば最優先クラス、今回は優先クラスだということですが、それと従来のベストエフォートクラスというのは、品質において、呼損率とかで計算するのかどうか知らないんですが、どのぐらいの違いがあるのか、あるいは最優先クラスと比べると、第3位の優先クラスはどのぐらいの違いがあるのかということをお教えいただけないでしょうか。

○藤野料金サービス課長　ちょっと量的な比較をするものを今、持ち合わせていないので、そちらはこれから用意しようと思っておりますけれども、大ざっぱに言いますと、ベストエフォートというのは、データも音声も全部一緒くたなわけです。それで、インターネットのベースに近いと考えていただければいいと思います。ですので、音声というのが

必ずしも即時的に来るとは限らないというのがベストエフォートベースでございます。

優先クラスというのは、例えば音声パケットを優先クラスとするのであれば、ほかのデータ等に対して優先的に全部流れてきますので、要するに遅延が生じにくいということです。という程度においてベストエフォートクラスよりもかなりいいであろうと。少なくともO A B - J 電話の品質は保てるだろうということになるだろうと伺ってございます。

最優先クラスは、さらにもっとということなんですけれども、これはもう少し定量的にいろいろ指標など、これは検討してみたいと思います。それで情報をご報告させていただきたいと思います。

○山下委員　すみません、そんなに無理難題を申し上げるつもりは全く……。お聞きしてもきっとわからないと思うんですけれども、おそらくこれが実現されると、企業等のビジネスユースに使われることがあるんだろうなと。そのときに、優先クラスだから使おうかということになるのか、いや、やっぱり最優先でなければ普通会社というのは使えないとか、そういう判断をどういうふうにするのかなと思ったものですから、それをお聞きしたと。

この3番で、十分に企業利用、ビジネス利用に耐えられると判断できるものなのかを知りたかったというのがもともとの意図でございます。

○辻部会長　ありがとうございました。

ほかにご意見ございませんでしょうか。それじゃ。

○関口委員　今回の諮問については、私はこれで了解しておりますが、2点ほど。

1点目は、今回NGNというやや閉じられたというか、アンバンドルのない世界の中で走ってきたNGNにアンバンドルが入ったということで、光の音声の部分で少し競争が入りそうだというのはとても歓迎すべきことだと思っているのですが、P S T Nの世界、あるいは携帯もそうなんですけれども、音声で競争が起きたときには、ナンバーポータビリティによって、事業者を変えるという機能がやっぱりあって競争が進んだという経緯がありますので、NGNにナンバーポータビリティの機能がないことを考えると、今後そういう議論が起きてくる可能性があるなどは感じました。これがつぶやきの第1点です。

それから、もう1点は、この資料の2番目の3ページ目のところで、随所に非指定設備が混在しているというか、何となく気になるというか。そもそもは、N T T 東西とい

う会社が県内通信に閉じた会社であるということから、県間通信については活用業務という例外規定で認可をして、そして全国ベースのNGNが実現したという経緯がありますので、こうやって細分化してみると、自社でお持ちでなかったりするような設備も県間伝送路には多いと思いますし、自社でお持ちになるにしても、指定から外れているという部分が、必ず県間の部分では出てきてしまうということは、ある意味、認可のプロセスの中で、活用業務で認可してきたということで、このようになることがいたし方のないことではあるんですけども、ただ、次第にNGNのシェアも伸びてきている中で、非指定がこういう形で入ってしまうことについては、今後の検討課題として考えなければいけないことかなと、申し上げます。

以上です。

○辻部会長　ご回答というのは要らないという……。

○関口委員　回答はいいです。今後多分、検討要項として出てこざるを得ないと認識をされていて、いずれ議論に巻き込まれざるを得ないと思っています。

○竹村事業政策課長　よろしいでしょうか。ご指摘のあったところは、PSTNのマイグレーションの議論の中で、ナンバーポータビリティの問題もこの指定設備の問題も議論になってくると思います。

○関口委員　ええ、覚悟しております。

○藤野料金サービス課長　番号ポータビリティは、NGNでも特に音声電話としての機能がフルに活用されていく段階になりますと必要だということで考えていかなきゃいけないと思います。そのあり方というのは検討していきたいと思います。

それから、非指定設備についてでございますけれども、NTT地域会社で持っている伝送路もあるとは聞いておりますが、他方で、ほかの事業者の伝送路を使ってやっていることもあるということで、これをこの中でどういうふうな意味合で考えるかということも検討はしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○関口委員　ありがとうございました。

○辻部会長　今の非指定設備等の混在と関連しますけれども、NGNができてから10年ぐらい、あるいは大体その程度ですね。その間の技術の日進月歩で、それは非常に大きいと思います。

ですから、2つに分けていること自体が、例のNTT分割等々の後を引いていますけれども、NGN自身が、今後のIoTとか、あるいはトラフィックがもっと増えていく、

あるいは高品質を狙うという点から見た場合、このままで対応できるのかと思われます。これは政策マターよりも、事業者の方々に頑張ってもらわないといけないとは思いますがけれども、その点を、将来を見据えると、このNGNのあり方というのももう少しご議論願いたいと思います。

それから、もう1点は、今の三友委員のご質問と関係するのですが、ここは主に電話機能だけを議論しておられます。ですから、音声だと三友委員が言われるように、どんな新規サービスがあるかという、音声は音声なんですよね。だから、新規サービスという、やはり何て言ってもI o Tに関係するデータ通信ということになります。

だから、これが音声ですから、それをそっくりそのままデータ通信の方へ回すことはできませんけれども、5ページ、6ページの図が出ていますが、これは2年前に基本政策委員会というところで出てきたもので、いろんな新しいことの可能性があるので、ベストエフォート型、あるいは再販、リセールですね。ホールセールと、それから接続型というので、1芯借りとか、あるいは8分岐を借りて、それをNTTの光ファイバよりもっと高品質な、例えば8Kの動画を送るだとか、あるいは医学手術の細密画を送るとかいうのはいろいろ議論したと思います。

ですが、ここは主に音声となっていますので、そこのご説明がありました最優先クラスというのが、SIPが入ったひかり電話になりますけれども、データを考慮しますとこれが8K、もっと大容量の PACKET ということになっていきます。ですので、ここに上がっているのは音声ですけれども、将来的には、当然データのこういう機能のアンバンドルということも考えられる訳です。

そういう点から言うと、先ほどの諮問第3085号ですか、答申書の2つ目のところで、いろんな機能を報告してほしいというのがありましたけれども、今のデータのそういう高度なものがアンバンドルできるかの回答みたいなものも考えられて書かれたものでしょうか。

○藤野料金サービス課長　そうですね。今回の省令自体は、今、先生からご指摘がありましたように、特にこのNGNを使った音声電話について、どのように競争的にやっつけようかという問題意識からのものでございますけれども、まさに今、ご指摘いただきましたように、別の諮問の案件でもありましたように、NGNの中の機能はそもそもどうなっているのかという問題提起もございますので、開示された情報を見つつ、データのほうも、このNGN、どういうふうこれから利活用を図っていくべきなのかという

のもあわせて検討していきたいと思いますので、また必要に応じて、制度見直し等があるということになりましたら、またこちらの審議会にお諮りすることになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○辻部会長　ありがとうございました。

ほかにご意見等はございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従い、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。

意見の募集は従来どおり2回実施することとし、1回目の意見募集期間は8月31日までといたします。その後、再意見募集を行ってから接続委員会において調査・検討をいただいた上で、最終的に当部会で答申をまとめることとしてはいかがかと思ひます。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○辻部会長　よろしければ、その旨決定することといたします。

本日予定いたしました審議事項は、ここで全て終わりましたが、委員の皆様から何かご発言はございますでしょうか。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（東情報流通行政局総務課課長補佐）　事務局から1点ご報告です。

次回の電気通信事業部会の日程ですが、9月27日火曜日の午後の開催を予定しております。詳細につきましては、別途事務局からご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○辻部会長　ありがとうございました。それでは、これをもちまして閉会といたします。

閉　　会